

市内事業者の皆様
釧路市・北海道・国の新型コロナウイルス感染症に関する各種支援金のご案内
(令和3年4月15日現在)

【釧路市】 飲食店応援支援金

新型コロナウイルス感染症で特に影響を受けている飲食店の皆さまへ、事業継続を応援することを目的として支援金を給付します。

【申請期間】 2021年4月1日(木)～5月31日(月) ※当日消印有効

【給付額】 法人・個人事業主等問わず1店舗につき20万円

【給付対象】 下記の①～④すべてを満たすこと

- ①市内で店内飲食を行っている飲食店であること ②感染防止対策の取組を実践していること
③今後も営業を継続する意思があること ④代表者等が暴力団等でないこと

【申請方法】 郵送申請(推奨)、又は持参

≪郵送先≫ 〒085-8505 釧路市黒金町7-5 釧路市産業振興部商業労政課飲食店応援支援金対策班 宛

【提出書類】 ①申請書兼請求書(様式第1号) ⇒ [ダウンロード](#)(PDFファイル)

②営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類(飲食店営業許可や喫茶店営業許可の写し等)

③感染防止対策を講じていることがわかる書類(飛沫対策用のアクリル板やビニールシートの設置等の取組が分かる写真等)

※市の休業等支援金又は飲食店・宿泊施設感染防止対策支援金補助金を受けている場合、②・③は省略可

④振込を希望する口座の通帳の写し

⑤本人確認書類(運転免許証や保険証の写し等) ※法人の場合は不要

【問合せ先】 釧路市役所飲食店応援支援金対策班 (0154-31-4522)まで

【ホームページ】 [釧路市 飲食店応援支援金ページ](#)



【北海道】道特別支援金(時短・外出自粛等による影響緩和)

昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛などの対策を講じてきており、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方など、全道の様々な事業者の皆様に経済的影響が及んでいることから、特別支援金を支給します。

【申請期間】 2021年4月1日(木)～8月31日(火)

※郵送の場合8月31日(火)消印有効 ※電子申請は4月12日(月)より開始予定

【給付額】 法人～20万円 個人事業主等～10万円 ※国の一時支援金を受給している場合は対象外

【給付対象】 ①札幌市内の時短対象飲食店等との取引がある事業者 ②北海道の外出・往来自粛要請等による影響を受けた事業者

①または②に該当する事業者で、2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が、対前年同月比50%以上減少していること

【申請方法】 電子申請、又は郵送申請

≪郵送先≫ 〒060-8407 北海道特別支援金事務局 宛 (住所の記載不要)

【提出書類】 ①申請書 ⇒ [ダウンロード](#)(PDFファイル) ②確定申告書 ③売上台帳 ④宣誓・同意書 ⇒ [ダウンロード](#)(PDFファイル)

⑤本人確認書類(個人事業主のみ) ⑥履歴事項全部証明書(法人のみ) ⑦通帳の写し(オモテ面・通帳を開いた1・2ページ)

【問合せ先】 北海道特別支援金コールセンター (011-351-4101)まで

【ホームページ】 [北海道 道特別支援金ページ](#)



【中小企業庁】一時支援金(緊急事態宣言の影響緩和)

2021年1月に発令された緊急事態宣言(11都府県)に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主等の皆様に、「緊急事態の影響緩和に係る一時支援金」を給付します。

【申請期間】 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

【給付額】 中小法人等～上限60万円 個人事業主等～上限30万円

2019年または2020年の1月～3月の合計売上÷2021年の対象月の売上×3ヶ月

【給付対象】 ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること

②2019年または2020年比で、2021年1月、2月または3月の売上が50%以上減少

【申請方法】 オンライン申請

【問合せ先】 一時支援金事務局 (0120-211-240)まで

【ホームページ】 [一時支援金事務局ページ](#)



【中小企業庁】小規模事業者持続化補助金(採択制) (一般型)

小規模事業者等が地域の商工会議所の指導・助言を受け、持続的な経営に向けた経営計画を策定し実施する販路開拓などの取り組みに対し、審査で採択されると、費用の3分の2(上限50万円)が補助されるものです。

【申請期間】 第5回受付 ～2021年6月4日(金)まで

第6回受付 ～2021年10月1日(金)まで

第7回受付 ～2022年2月4日(金)まで

※全10回受付を行います。2022年度以降の申請については、日程が決まり次第ご案内します。

【申請方法】 郵送申請又はjGrants(電子申請システム)による受付

【対象】 商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる「小規模事業者(※)」及び、一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【補助上限】 50万円(補助率:2/3)

【補助対象経費】 ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費
⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限) ⑫委託費 ⑬外注費

※上記のうち、別に定める条件をすべて満たすものが、補助対象経費となります。

【問合せ先】 釧路商工会議所地域振興部 (0154-41-4141)まで

【ホームページ】 [日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局](#)

※商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者等は、お住まいの地区にある商工会までお問い合わせください。



【中小企業庁】小規模事業者持続化補助金(採択制) (低感染リスク型ビジネス枠)

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援するものです。

【申請期間】 第1回受付 ～5月12日(水)まで(年度内に6回実施予定)

【申請方法】 郵送申請又はjGrants(電子申請システム)による受付

【対象】 商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる「小規模事業者(※)」及び、一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【補助上限】 100万円(補助率:3/4)

【補助対象経費】 ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費(オンラインによる展示会に限る) ④開発費 ⑤資料購入費
⑥雑役務費 ⑦借料 ⑧専門家謝金 ⑨設備処分費 ⑩委託費 ⑪外注費 ⑫感染防止対策費(補助金総額の1/4まで)

※上記のうち、別に定める条件をすべて満たすものが、補助対象経費となります。

【問合せ先】 釧路商工会議所地域振興部 (0154-41-4141)まで

【ホームページ】 [小規模事業者持続化補助金\(低感染リスク型ビジネス枠\)補助金事務局](#)

※商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者等は、お住まいの地区にある商工会までお問い合わせください。



《※ 小規模事業者の定義 ※》

◇商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者支援法)に基づき、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断します。

- ・商業・サービス業(宿泊・娯楽業除く) = 常時使用する従業員の数 5人以下
- ・サービス業のうち宿泊業・娯楽業 = 常時使用する従業員の数 20人以下
- ・製造業その他 = 常時使用する従業員の数 20人以下

◆補助対象者の範囲(補助対象となりうるもの)

- ・会社および会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)
 - ・個人事業主(商工業者であること)
 - ・一定の要件を満たした特定非営利活動法人
- 但し、(1) 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること
(2) 認定特定非営利活動法人でないこと

【中小企業庁】IT導入補助金2021 通常枠(A・B類型)

中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。

自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。

【中小企業庁】IT導入補助金2021 低感染リスク型ビジネス枠(特別枠:C・D類型)

低感染リスク型ビジネス枠(特別枠:C・D類型)は、新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けて、労働生産性の向上とともに感染リスクに繋がる業務上での対人接触の機会を低減するような業務形態の非対面化に取り組む中小企業・小規模事業者等に対して、通常枠(A・B類型)よりも補助率を引き上げて優先的に支援するものです。

【申請期間】 通常枠: 5月14日(金)17:00(1次締切分) 低感染リスク型ビジネス枠: 5月14日(金)17:00(1次締切分)

【申請方法】 ①本事業への理解

②「IT導入支援事業者の選定」「ITツールの選択」(事前準備)

③「gBizIDプライム」アカウントの取得「SECURITY ACTION」の実施(申請要件)

④申請マイページより交付申請(IT導入支援事業者との共同作成・提出)

【対象】 中小企業・小規模事業者等であることなど、16個すべての要件に該当すること(詳細は下記HPより)

【補助金額】 通常枠:A類型 30～150万円未満(補助率1/2以内)

通常枠:B類型 150～450万円未満(補助率1/2以内)

低感染リスクビジネス枠:C類型-1 30～300万円未満(補助率2/3以内)

低感染リスクビジネス枠:C類型-2 300～450万円未満(補助率2/3以内)

低感染リスクビジネス枠:D類型 30～150万円未満(補助率2/3以内)

【問合せ先】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター (0570-666-424)まで

【ホームページ】 [IT導入補助金2021ページ](#)



※IT導入支援事業者とは

IT導入支援事業者とは、補助事業者と共に事業を実施するパートナーとして、補助事業者に対するITツールの説明、導入、運用方法の相談等のサポート及び、補助金の交付申請や実績報告等の事務局に提出する各種申請・手続きのサポートを行う事業者。事務局及び外部審査委員会による審査の結果、採択された者を指す。なお、IT導入支援事業者が提供し、かつ本事業において登録されたITツールのみが補助対象となる。

[ITツール登録リスト](#)

【中小企業庁】中小企業等事業再構築補助金(採択制)

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とし、審査委員会による審査によって採択されます。

【申請期間】 2021年4月15日より公募開始予定

【申請方法】 jGrants(電子申請システム)のみ受付

【対象】 下記の①～②を満たすこと

①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

②経済産業省が示す「[事業再構築指針](#)」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。

【補助金額】 通常枠(中小企業等):100～6,000万円(補助率:2/3)

【問合せ先】 事業再構築補助金事務局コールセンター (0570-012-088)まで

【ホームページ】 [事業再構築補助金事務局](#)



【厚生労働省】雇用調整助成金 4月30日までの対応 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。
また、事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、雇用調整助成金の支給対象となります。

【申請方法】 北海道労働局・ハローワーク釧路での申請又は郵送申請

【対象となる事業者】 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している
※比較対象月は、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

【対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象

※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象

【補助上限】 (平均賃金額(※) × 休業手当等の支払率) × 下表の助成率 (1人1日あたり15,000円が上限)

※平均賃金額の算定について、小規模事業者(概ね20人以下)は簡略化する特例措置を実施しています。

助成率の区分 中小企業・大企業の区分については、下記のページからご確認ください。

- | | | | | |
|---------------------------|------|----------|-----|---------------|
| ①新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 | 中小企業 | 補助率4/5 | 大企業 | 補助率2/3(4/5) |
| ②解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主 | 中小企業 | 補助率10/10 | 大企業 | 補助率3/4(10/10) |

【問合せ先】 北海道労働局 (011-788-2294)

ハローワーク釧路 (0154-41-1201)

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター (0120-60-3999)

【ホームページ】 [厚生労働省 雇用調整助成金ページ](#)



【厚生労働省】雇用調整助成金 5月以降の対応(予定) (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

1. 5月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

雇用調整助成金については、先般(令和3年2月12日)公表した「[新たな雇用・訓練パッケージ](#)」を踏まえ、[別紙](#)のとおり5月・6月の2か月間、原則的な措置を縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける予定です。

そのうえで、7月以降については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、上記の原則的な措置及び感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業への特例措置をそれぞれ更に縮減する予定です。

2. 雇用調整助成金等の雇用維持要件について

現在、一定の大企業及び全ての中小企業を対象として、解雇等を行わない場合の助成率を10/10としており、これらの企業の令和3年1月8日以降4月末までの休業等については、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断しているところです。

5月・6月の休業等については、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に係る特例の対象となるものに対し、引き続き、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断する予定です。

GビズIDプライムアカウントの取得について

1つのアカウントにより、複数の行政サービスにアクセスできる認証システム。
小規模事業者持続化補助金(一般型)など一部を除いて、今後国の個別事業者向け公募補助金は、GビズIDを用いた電子申請での受付が主体となります。

◇gBizIDプライムアカウントの取得◇

公募補助金の申請には、「gBizIDプライム」(法人代表者又は個人事業主)のアカウントが必要となります。
※混雑のため3週間程度の審査期間を要します。

◇登録に必要な書類等(gBizIDプライム)◇

- ・メールアドレス(アカウントIDになります)
- ・操作端末(パソコンなど)
- ・プリンター
- ・印鑑証明書と登録申請書
- ・スマートフォンか携帯電話

【[gBizID 公式サイト](#)】

